

男でも女でもどっちでもいいじゃないか、憲法上、男も女も同権であつて、どの職業を持っても差しつかえない、それだからこれはむしろどっちでも入れるような「士」にしておいた方がいいのじゃないかというお考えのようでありますが、しかし、一番初めにうたつておられる、これは女の職業にしたいのである、女子にこれは与えるのであるという目的がうたつてあるのではありませんか、どうしてもそれは「婦」とした方が最も適切であり、元通りの政府の原案には理由があり、私は思つておるわけでありまして、その点におきまして原案に賛成して、修正案に反対するものであります。

○竹中勝男君 社会党の左派を代表しまして、齒科衛生士法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成いたします、修正部分を除いたところの原案に賛成するものであります。

修正案に賛成する理由は、これを婦人の職業として規定するという目的を持っておられる点においては、修正案におきましても変更がないことである。ただ名称を修正して、衛生士にしておられることとあります。

従つてこの行政の面におきまして、この法律が目的としておられるところの点を十分厳格に、衛生士の名によつて起るところの不都合を十分厳格に取り締めることを期待しておるものであります。で、同時に婦人の職業であるという点については、私も非常にいい考え方であると思つております。しかしながらこれが他の保健婦や看護婦のごとき、婦人の社会的職業として確立されておるものに匹敵する齒科衛生婦

制度を作り上げようとするものであるならば、この原案の性質をもつと積極的なものにするべきであると考えております。すなわちどこまでも、教育の面におきましてもさらにこれを強化し、国民の衛生婦として信頼を受けるに足るだけの十分の實力を備へた者が齒科衛生婦として出てくることを希望しておるものであります。その希望に照らしすれば、ただ名称を変へるというだけの消極的な意味しか持つていないという事は、私はこの改正案の原案の非常な欠陥であると考えております。そういう意味におきまして、社会党左派は、婦人の社会的職業の確立の上からも、近い将来厚生当局が齒科衛生婦の名に値するところの措置を十分準備されていかれることが必要であるというように考えております。従つて、ただいまの、現在の場合におきましては、この修正の通りに齒科衛生士という名称を在来のごとく使つておいて、そうして十分厳格に、これから来るところの混同あるいは不都合といふものの面において取締りを厳重にされることを希望するものであります。その意味におきまして修正案に賛成いたします。

○相馬助治君 私は、右派社会党を代表いたしまして、ただいま提案されております齒科衛生士法の一部を改正する法律案について、榊原君提案にかかると修正案に賛成をいたし、その修正部分を除く政府原案に賛成の賛成の意思を表明いたします。その理由は、今般政府から提案されましたところの法律は、従前齒科衛生士のその業務内容が口腔衛生の分野にのみとどまつていたものを、今回は齒科医師の補助と

して治療の一部をその業務につけ加へられたという事は、専門的な教養を受けて参つたところの齒科衛生士に対しては当然の措置であつて、その業務分野が拡張されたことに對しましては、私もはまことに同感でございます。ただ右派社会党といたしましては、先般修正案を提案いたしました榊原委員及び政府に對して多くの批判的な質問をいたしましたその一つの理由は、憲法十四条が規定しておられる、すべての國民は法の下に平等であつて、性別によつて差別されてならないという基本的な考え方に立つたことをしるならば、この法律は一体いかなるものであるかといふ基本的な疑問を持つたのでございます。これが助産婦といふやうなきわめて特殊な、常識的にも女子に限られるべき性質の業務について、たとえそれが憲法によつて規定されるといふけれども疑問を持つたのでございますが、口腔衛生といふこの業務内容からいまして、憲法違反の疑いある立法といふものはいかなるものであらうかといふことを懸念いたしました。がゆゑに、私は多くの批判的質問をいたしましたのでございます。しかし、つらつら考へてみると、この法律によつて、すなわち政府提案の改正案によりまして、婦人の職業としてこれが規定せられ、婦人の職業として規定されたがゆゑに、機械的にこれを「士」を「婦」に置きかへるという事は、一見理論上はまことに筋の立つたものでありまして、政府提案の場合には、かような提案をすることゝ私は当然であるといふことを考へるのであります。ただ問題は、この場合に衛生士とした場合には、男

子もこれに資格を持つのが将来生じて、医療上の混乱を代診その他の制度によつて起すのではないかと一こと懸念いたしましたのでございますが、榊原君提案にかかります修正案は、明らかにこれを政府提案と同じように女子と限つております。従ひまして理論上は幾分のここに矛盾はありますけれども、私も、私も医療上の混乱を生ずるのではないかと一ことは、現実の問題として杞憂に属するものであるといふことを考へるのであります。特に現在の齒科衛生士の諸君が、この社会に生まれていまだ五年間、その業務内容も確立しない状態のもとにおいて、今まで非常な努力を盡してきつたものが、名前も変へられることによつて、その研究について、あるいはこれを志望する今後の人々の感情上の問題において支障を来たすといふことにならば、これは名前を変えることによつて得るものは何にもないと、かように考へるのであります。私も大衆の利益を擁護する立場に立つたが党といたしましては、全國六百の現在の齒科衛生士諸君の要望を入れまして、この際は榊原君提案の修正案に賛成を決定したものであります。ただし、この法律案は先般私が述べましたやうに、多くの将来研究すべき問題を内蔵して、多くの将来研究すべき問題を含んで、いずれかの日にこの問題が解決されることを私は期待し、同時にこの法律案によつて齒科衛生士諸君が希望通り齒科衛生士といふ名称にとどまることのできるならば、数多くの陳情にも述べられてゐるやうに、いよいよその職務の重責にかんがみられて研鑽されることをわが党は期待するものでござ

います。

以上をもちまして、榊原君提案にかかる修正案に賛成し、その修正部分を除く政府原案にわが党は賛成の意思を表明するものでございます。

○長谷部ひろ君 私は、無所属クラブを代表いたしまして修正案に賛成し、修正部分を除く原案に賛成いたします。

その理由は、過去八年の間、婦人の方々が誇りと自信と希望をもちつて働き続けておられますこの衛生士の名前を今さら変へる必要はないと思ひます。そしてただ衛生士の名によりまして起ります不都合といふものを取り除くようにすればいいと思ひます。ために、修正案に賛成をいたし、修正部分を除く原案に賛成するものでござ

○委員長（小林英三君） 以上をもちまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（小林英三君） 御異議がないやうでございます。それでは齒科衛生士法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、採決をいたします。まず、討論中に取りました榊原君提出の修正案を議題に供します。

○委員長（小林英三君） 多数と認めます。よつて修正案は多数をもつて可決されました。次に、ただいま可決されました部分を除きました原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致でございませう。よって修正部分を除いた原案につきましては、全会一致をもって可決されました。よって本案は多数をもって修正すべきものと議決されました。

○政府委員(紅雲みつ君) 本日は大臣に差しつかえがございまして、政務次官が伺った次第でございまして、貴委員会におきましては、先般本問題につきまして回を重ねて御審議をいたいただきました。その結果といたしまして、ただいま多数の御賛成で修正案が可決せられたのでございませうが、この問題の焦点でございませう衛生士、衛生婦という名称につきましては、政府の立場におきまして十分これまでお答えを申し上げた結果でございませうので、今日に至りましては、多数の委員の方との修正議決に對しましては、私どももいたしましては、十分これは御趣旨を尊重して参りたいと存じます。衛生婦が衛生士と交り元の通りになりまして、實際面におきましては、私どもの考えておりましたように、また皆様もお認めいただいておりますように、この職業が婦人であるということ、これから婦人であるということがはつきりこの法律にうたわれておるわけでございます。またこれまでの准看護婦あるいは看護婦、これらの仕事から衛生士にあわせて行われるというところのその実質におきましては、何ら私どもの意図したところが變つておらないのでございまして、名称につきましては、今日申し上げる段階ではございませうが、御決議に従いまして十分に円滑な、しかも向上を意図した運営をいたして参りたいと、かように存じておる次第でございませう。一言修正案につきましては、政府側のごあいさつを申し述べさせていただきます。

○委員長(小林英三君) なお、この際お諮りいたしておきます。本案に對する本會議におきまして口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それから報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられる諸君は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
加藤 武徳 高野 一夫
竹中 勝男 阿具根 登
河合 義一 谷口弥三郎
横山 フク 榎原 亨
相馬 助治 長谷部ひろ

○委員長(小林英三君) 次に、齒科技工法案を議題といたします。御異議をお願いいたします。

○高野一夫君 政府委員にお尋ねいたしますが、私が前回お尋ねした点なんでありませうけれども、この附則に特別技工士なるものがあり、特別技工所なるものがあるわけでありませう。そこでこの条文を読みますと、いかに過去この業務をやっている者に対する既得権を認め、そうしてその年限内において試験をやれば正規の齒科技工士になる、こういうふうなふうに解せられるやうな感じがいたすのでありますが、

しからば、特別技工士でなくして、やはり齒科技工士としての資格を認め、その業務を認めることになると思ふのであります。ところが、この間政府委員の御答弁によると、これは特別技工士とか、あるいは特別技工所なるものを、特別のやうな名称を置くのでなくして、法律の条文整理の都合上ここにあげたにすぎないのだ、こういうやうなことであったようでございますが、この点についてもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○政府委員(高田浩運君) 前回御質問がありました節にお答え申し上げましたように、現在技工士の仕事に従事しておりまして、経過的にこの法律ができましてもおな一定の期間従事できる、そういう人方については、本来から申し上げれば特定の名称をつける必要はないのでございませう。と申しますのは、そういう人たちに對して、將來この法律がほんとうに本格的に実施されました以後において技工士になられる方と區別をするのであるならば、これは特定の名称をつける必要がありませうけれども、そういう意図は、もちろんこの法律によりましておわかりの通り、ないものでございませうので、そういう意味からする特定の名称をつける必要はこれはないわけでございます。従いまして率直に申し上げまして、こういう特別の名前をつけることは、われわれの方であって好んでおるわけではございませうけれども、前回申し上げましたように、条文整理上、何らかのやうい名前を、簡単な文字を使ひませんとすると、非常に条文が冗長になりましてかえつて不明確、読んだ場合に繁雜であり、かえつて不親切な結果に

なることをおそれまして、便宜やうい名前を条文の整理に使ひしていただいた次第でございませう。

○高野一夫君 しからば、附則第二条に該当する者は、今後とも一般の場合と同様に齒科技工士と稱し、また附則第五条に該当するものは齒科技工士と稱してごうも差しつかえないわけでありませうか。

○政府委員(高田浩運君) お話の通りでございます。

○委員長(小林英三君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がないようでございます。質疑は終了したものと認めます。

この際お諮りいたします。加藤武徳君から委員長の手元に修正案が提出されておりますので、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それでは加藤委員より修正案の趣旨説明をお願いします。

○加藤武徳君 それでは修正案を朗読させていただきます。

齒科技工法に對する修正案
齒科技工法案の一部を次のように修正する。

目次中(第二十一条第二十六條)を(第二十一条第二十七條)に、(第二十七條第三十一條)を(第二十八條第三十二條)に改める。第十二項中「齒科技工士学校又は同条第二号に規定する」を削る。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十六條 次のように改める。
第十六條 この章に規定するものは、第十四条第一号に規定する齒科技工士養成所並びに試験科目及び受験手續その他試験に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十八條 次のただし書を加える。
ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する齒科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。

第二十六條を第二十七條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、第二十五條の次に一條を加へる。
(廣告の制限)
第二十六條 齒科技工の業又は齒科技工所に關しては、文書その他いかなる方法によるを問はず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、廣告をしてはならない。

一、齒科医師又は齒科技工士である旨
二、齒科技工に従事する齒科医師又は齒科技工士の氏名
三、齒科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
四、その他都道府県知事の許可を受けた事項
2 前項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、齒科医師若しくは齒科技工士の技能、経歴若しくは学位に關する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。
繰り下げ後の第三十一條第二号中「又は第二十二條」を「第二十二條又は第二十六條」に改め、同条第三号中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

繰り下げ後の第三十二条中「第二十八條第四号」を「第二十九條第四号」に改める。

附則第二條第三項中「及び第二十二條」を「第二十條及び第二十六條」に改める。

附則第五條第二項中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項及び附則第二條第三項において準用する第二十六條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則第七條中「第五條第二項」を「第五條第二項若しくは第三項」に改める。

附則第九條中「齒科衛生士」を「齒科衛生士」に改める。

簡単に提案の理由を御説明申し上げますが、内容は簡単な三點に相なっております。まず、技術的な条文の修正でございますが、目次の修正は、新たに第二十六條の広告制限の規定を設けましたために、二十六條以下を繰り下げます措置といたしまして目次の整理を行なっております。

実質的な修正の第一點は、お手元に修正案の解説といたしまして配っておりますと存じますが、この解説の第二、第三、第四の点でございます。すなわち、政府原案におきましては、第十四條において、齒科技工士となりま

るための「試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。」かようなことで、一、二、三、四、四つの場合をあげておるのでありますが、試験を受け得ます四つの場合の第三と第四は、さほど

私は問題にならない、かように思うのであります。第一の「文部大臣の指定した齒科技工士学校を卒業した者」と、「第二の厚生大臣の指定した齒科技工士養成所を卒業した者」、かような二本建によりまして試験を受け得ます資格を作り出すことは、御承知の通り齒科技工士は齒科医師との数の均衡を必要といたします。その均衡が齒科医師五に對して齒科技工士一であるが、あるいは齒科医師四に對して一であるか、または三に對して一であるかの問題はしばらくおくといたしまして、いずれにいたしましても、齒科医師の數と絶えず均衡を保つ必要があるものであります。養成機關を文部省の所管下におきますと厚生大臣の所管下におきますと養成所と二本建でありましては、兩者間の緊密な調整を保ちつつ養成をいたすと仮定をいたしました。あるいは不均衡が起るのではない、かような危懼があるわけではあります。従いまして今回のこの修正では、文部省の指定いたします齒科技工士学校を除きまして、厚生省の指定いたします齒科技工士の養成施設一本、かように一元化した方が好ましい、かような立場から第十二條と第十四條及び第十六條、この三カ條を修正しようとするものでございます。

それから修正の第二點は、指示書についてでございます。これは修正案解説の第五でございますが、第十六條の修正とありますのは誤りで、第十八條の修正が正しいのでございます。政府原案におきましては第十八條で、齒科医師または齒科技工士は、厚生省会で定めたる事項を記載した齒科医師の指示書をもたして齒科技工士に業として技工をやらせるんだ、かように相なっておりますのであります。いかなる場合でもこの原則通りに文書による指示書が必要であるかどうか、この点の検討をいたしたのであります。同一の病院または同一の診療所内におきまして、かつ患者の治療を担当いたしておられます齒科医師が、みずから直接の指示を行ひまして製作せしめる場合には、文書により指示書は必ずしも必要でないんじゃないだろうか、かように考えまして指示書の例外の措置を第十八條のただし書きによりまして認めようとしたのです。修正の第二點でございます。

第三點は、新たに第二十六條に広告制限の規定を設けようとするものでございます。齒科技工士は齒科医師の指示に基づきまして技工を業といたす者でございます。齒科技工士は比較的小数の人々でございます。従いまして對外的な宣伝広告の制限は必要ではないんじゃないか、かような見解もございません。過去世におきまして齒科技工士、あるいは齒科技工所が對外的な宣伝広告を行ひ、それがために齒科医師法違反に問われた例がないでもないものであります。むしろこの際は医師並びに齒科医師と同様に広告制限を行うことによりまして、かようなあやまちを犯しますことを未然に防ぐ措置が必要ではないか、かような立場から、医師並びに齒科医師に負わせておられます広告制限とは同様の第二十六條の広告制限の規定を設けたわけでございます。なお、二十六條の規定と関連をいたしまして、繰り下げ後の第三十一條、第三十二條に若干の技術上の修正を行ひましたのと、附則第二條及び第五條並びに第七條の広告制限の違反を犯した場合の処罰規定等を含みます若干の修正を行なつておるわけでございます。

最後に、これも技術的な点でございますが、附則の第九條の修正でございます。附則の第九條におきましては、齒科技工士の名称を挿入いたします措置を技術的に考へておるのであります。齒科衛生士の下に「齒科技工士」を加える、かように相なっておりますが、先ほど本委員会におきまして、齒科衛生士ではなく齒科衛生士と、かような修正議決が行われた点にかんがみまして「齒科衛生士」を「齒科衛生士」に、かように修正いたします。

以上簡単に申し上げますが、修正案の説明でございます。

○委員長(小林英三郎) ただいまの修正案に對しまして、質疑のおありの方は順次御質問を願います。

○田村文吉君 政府委員に伺いたいのですが、文部大臣の指定している齒科技工士学校という特殊のものがあるのですか。またなければ、文部省で齒科技工を教える総合的な学校というものがあつたでしょうか、ないのでしょいか。

○政府委員(高田浩運君) 齒科技工士の養成をいたしております養成施設が現在三方所ありますけれども、これはいわば、まあ端的に申し上げれば、法律以前の姿でもございますので、学校とも養成所ともつかないというところ、好のものとございまして、従つていわゆる嚴密な意味での学校ではないと承知いたしております。

○田村文吉君 そうでもございまして、技術上、そういう技術を教へてゐる総合的な学校があるんじゃないかどうかということですか。

○政府委員(高田浩運君) いわゆる齒科大学におきましては、齒科医師の教育としては、これは教育の一部としてはやつておりますけれども、これを別といたしまして、ここにこの法案に規定をいたします齒科技工士の養成機關としては、養成施設は三方所ございすけれども、いわゆる学校教育法にいう学校にはなつていない、そういうふうな承知をいたしております。

○田村文吉君 そこで、修正案の提案者に伺いたいのですが、齒科大学なり、齒科専門の学校で教育を受けて齒科技術を修得した人が受験する資格を今度なくするということになるんですか。受験の資格はあるんですか、ないんですか。

○加藤武徳君 受験の資格はございません。具体的に申し上げますと、たとえば日本大学の歯学部には技工士養成所、かような施設がございますが、これは学校教育法にいう学校ではないわけでございまして、この施設を厚生省によつて指定することによりまして受験資格が生ずる、かように了解をいたしております。

○田村文吉君 それはさうだろうと思ふんですが、さうでない総合的な齒科大学とか齒科専門学校といふもので、さういふ技工を教へてゐる。教へてゐるんだが、これは厚生省の指定の所を出たものでなければ、受験資格はないんだというところになるんですかどうかということなんです。

○加藤武徳君 厚生省が指定をしな

れば、受験資格は生まれ、かように了解をいたします。

○田村文吉君 大へんその点が窮屈になるように思いますが、提案者として、そういうことにお考えになりませうですか。

○加藤武徳君 私は、おそらく既存の養成施設のすべてを厚生省が指定なさると思ひますし、修正案のごとく、文部、厚生二本を一元化したことによりまして、養成施設で学ばれる諸君が不利益を受けるとか、不便になるといふようなことはないと、私はかように思ひます。

○田村文吉君 そうすると、そういう大学に対しては、厚生省が指定をするといふことによつて救済ができる、こゝういふお考えですか。

○加藤武徳君 さうでございます。

○田村文吉君 ちよつと政府委員に伺ひますが、そういうことはできますか。

○政府委員(高田浩運君) たとへば看護婦の養成所等につきましても、大学の附属の養成所につきまして厚生大臣が指定している例もございまして、それは可能でございます。

○田村文吉君 私の言ひのは、養成所といふことは明瞭にここに書いてあるからまだいいんですが、養成所の名前を使わないもので、ある大学を厚生省が指定して、そこを出た人は養成所を出た人と同様に受験資格はあるんだ、こゝういふことは指定できるかどうかといふことです。

○加藤武徳君 ただいまの田村先生の御質問でございますが、大学の歯学部等におきまして歯科技工に關しまする業を修めます人は、当然歯科医師とし

ての資格を取得なさる人でございしますから、歯科技工の業務は歯科医師は当然できる。そのほかに歯科技工のみをなし得る者をこの法律によつて認めようといふ考へ方でございまするか、ただいまの御質問の点は、当然歯科医師としての資格で歯科技工ができる、私はかように思ひております。

○相馬助治君 加藤君の修正に關連して政府側の見解を二点伺ひたいんで

第一点は、ただいま田村委員とも質疑がなされましたが、それに類すること、今回のこの加藤君の提案した修正案について、厚生省自体の総合的な見解を承りたいと思ひます。おそれくこれについては、議員さんが修正されたものについてとやかく意見を言うべき筋ではございませんと、こゝういふふうな答弁が予想されますが、私が聞いているのは、そういうことではなくて、政治的なものでなくて、厚生省自体としては、この修正によつて実は事務処理上こゝういふ支障が予想されま

とか、そういう支障は何もありまじと、かといふことを伺ひたいといふので、全く事務的なことでございしますから、どのようなことをおっしゃつても加藤君に失礼にならぬと思ひますので、一つ御見解を承りたいと思ひます。これは質問の性質上、次官の答弁はお断わりをいたして、事務当局からの答弁をお聞きいたします。

それから第二は、これにやはり連關してあることではあります、加藤君の修正案を見ますと、広告制限の規定を設けることになっておりますが、このやうな重大なことを、原案を作る場合に厚生省において問題にならない

かつたのか、なつたのか。かりに問題になつたとするならば、問題になりながら、しかもこの制限を設けなかつた理由は何かであつたか、この点承りた

○政府委員(高田浩運君) 結論から先に申し上げれば、事務上の支障はないと考へております。

さらに各項目について私どもの考へ方を申し上げさせていただきます。第一点、養成施設について文部大臣の指定した学校を云々といふ項目を削る、従つていわゆる厚生大臣一本の指定にするといふ改正の点でございますけれども、この点は、従来は医療関係者あるいは医療関係の補助者に関しまる規定におきましては、大体において学校については文部大臣が指定をし、養成所については厚生大臣が指定をする、そういうやうな従来の例になつておりましたし、いわゆる学校と、それからそのほかの養成施設についての政府部内の取扱ひからこゝういふことになつておつたその例になつたのでございしますけれども、しかし、今御修正として提案になつたやうな例も一、二あるにはあるのでございします。

それはたとへば養護士でありますとか、あるいはクリーニング師でありますとか、そういうものについては厚生大臣一本になつております。この辺は従つて、事務処理上の建前と申しますか、そういう点は別といたしまして、取扱ひ方は支障は来たさうない、かように考へております。

それから第二点の指示書の件でございます。この点も先日申し上げましたやうに、厚生省令で定める云々といふことでございまして、原文にござい

すが、この点で実際に自分の診療所内における技工につきましては、ある程度のしんしやくを加へることを考へておつたのでございしますが、この点をただし書きの形においてはつきりさせるといふことに結果としてはなるわけでございます。

それから第三の広告制限の点でございます。この点は御推測のやうに、私も十分検討いたしまして、それで大衆に対して、もし間違つた広告が行われることになれば、その害毒が及ぶことを相当考慮いたしまして検討いたしましたけれども、法制上の立場から、こゝういふ強い制限を置くことはいかかかといふやうな考へ方もございます。まして、その辺の意見を考慮いたしまして原案からとりまして御提出申し上げたやうな、そういうやうないきさつでございます。

以上であります。

○高野一夫君 今の御説明で二点だけ私はさらに確めておきたいと思ひます。私には、現在文部省指定の技工士学校があるとするならば、それは直ちに厚生省指定に移し得るものであるかどうか、これが一点。それからついでに申し上げますが、もう一つは、第十八条の加藤委員の修正案であります。この指示書なるものは原案にもあるけれども、これは歯科医師がその同じ病院、同じ診療所内において歯科医師が直接技工士に命令を下すものであつて、患者が何らかの介在を必要のないものであるから、患者の介在を必要とする処方せんとは性格的に全然違ふものである。かように解して私は十八条の修正案に賛成をしたいと思ひわけ

るものと、こゝにある指示書と性格が完全に違ふものであるといふ私の見解が、あなたの方としてどういふやうにお考へになるかどうか、この二点を伺ひたい。

○政府委員(高田浩運君) 現在いわゆる歯科技工士の養成をいたしてございする養成施設は、いわばこゝういふたやうな法律以前の姿でございしましたので、今お話のありました文部大臣が指定した、あるいはそのかゝい問題以前の問題でございしますので、今後法律ができましたら、あらためてこの法律に従つて指定の申請をする、こゝういふことになるわけでございます。

第二点のお話でございしますが、今御引例になりました処方せんといふことは処方せんとは私は違つた性格のものに考へておるのでございします。処方せんといふのは、これはもう申し上げるまでもなく、医師から患者に交付をして、患者が薬局に提出をして調劑をしてもらふ、こゝういふことになつたわけでございますけれども、もともこの指示書といふのは歯科医師が歯科疾患のある者を診療いたします過程において、技工をなす必要がある場合に、たまたま自分がやるべき技工の全部または一部をほかの者に委託して作らせる、こゝういふ性格のものでございします。この指示書を患者に渡して患者が技工所に持つていつて技工をやつてもらう、こゝういふことは全然実意圖しておりません、みづから歯科医師が指示書を書いてそれを自分なりあるいは自分の使者を通じて技工所あるいは技工士に委託をして作らせるといふことでございまして、その辺はむしろ

まあ処方せんというよりもむしろカルテ的に考えておるのでございます。

○高野一夫君 了承いたしました。

○委員長(小林英三君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑はないようでございます。修正案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。これより討論に入りたいと存じます。原案並びに修正案につきまして、討論に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○相馬助治君 私は、ただいま議案となりまして歯科技工法案に對しまして、加藤武徳君提案の修正案に賛成し、その修正部分を除いた政府原案に賛成の意見を表明いたします。

修正案を見ますと、その第二十六条に広告の制限の規定を設けるように相なっております。これはこの法案が成立することによつて、私どもが最もおそれますことは歯科技工士が歯科医師と同一の診療をなす、すなわち診療上の混乱を招くおそれがないかということでございます。これらに連関いたしまして、この広告の制限というのは適切な修正であると存するのでございます。その他については別に意見はございませんが、どこまでもこの法律案の成立することによつて、将来歯科技工士が歯科医師の診療内容にまで立ち入ることによる診療上の紛淆を

来たすことのないように、当局におかれては十分御留意あつて、本法を適用運用されることを期待いたしますのでございませう。

以上をもつて、加藤武徳君提案の修正案に賛成し、修正部分を除く政府原案に賛成の意思を表明するものでございませう。

○委員長(小林英三君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それでは歯科技工法案につきまして採決をいたします。

まず、討論中にありました加藤武徳君提出の修正案を問題に供します。加藤武徳君提出の修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全員でございませう。よつて本修正案は全会一致で可決いたしました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 議員でございませう。よつて本法案は、全会一致をもちまして修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の事務等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた諸君は順次御署名を願います。

多数意見者署名
加藤武徳 高野一夫 竹中勝男 阿具根登 河合義一 有馬英二 森田義衛 田村文吉 谷口弥三郎 柳原亨 常岡一郎 横山ワヅ 相馬助治 長谷部ひろ

○政府委員(紅雲つる君) ただいま歯科技工法案につきまして、十四条、十八条、二十六条、これらを主とした修正議決が全会一致でなされたのでございまして、特に討論等につきましては、歯科医師との紛淆を来たさないようにという御注意もあり、また、これまで養成機関としての文部省管轄のものとして一元的にしたという点などもございまして、十分にこれは委員会の御趣旨を尊重いたしまして、紛淆を来たすとか、あるいは歯科医師との均衡を破るとかいうようなことのないように、十分に注意して運営に当たりたいと存じます。

○委員長(小林英三君) この際お諮りいたします。本日の議題に追加いたしました。医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それでは、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を議題といたします。

○加藤武徳君 提案者にお伺いいたし

ますが、提案の御趣旨はよくわかりました。ところで私は、この法律によりまして、受験する資格を取得いたしました者の数であります。が、法案によるものと、「朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国が行つた医師試験の第一部試験に合格した者及び旧専門学校会」云々と、かように三つの段階に分けて、医師法第十二条の例外の措置を講じようとするが、ところでこの法律によりまして、受験資格を取得いたします人の数はいかようになつておりましたか。

○衆議院議員(大石武一君) お答えいたします。その前に、お手元に差し上げてあると思いますが、この法律案関係資料というものがお手元に上つておると思いますが、その一番最後の紙でございまして、その一番最後のその前のページに、医師国家試験予備試験受験者調というのがございます。昭和三十年四月末現在でございますが、ここであつたと申し上げておりましたが、字が落ちておりますので御訂正願いたいと思ひます。この受験者調のうち、興亜医学館、東洋医学館、朝鮮、その他ずつと項目がございまして、その下に受験者数、合格者数、不合格者数、また、その下に受験者数、合格者数、不合格者数とございまして、これは同じことが二回重なつておりますが、この上の方の三つは第一部試験でございまして、それから下の方は第二部試験でございまして、第一部、第二部試験というのが字が落ちておりますので、これを御訂正願いたいと思ひます。

この第一部試験というのは、申すま

でもなく、いわゆる基礎医学の試験でございまして。第二部は、この基礎医学の第一部試験が通りまして、その次に第二部の臨床医学の試験を通過しまして、それを両方通りまして、国家試験を受ける資格があるわけでありませう。

これで見ますと、第一部試験の合格者は、受験者百六十五名のうち、九十六名合格いたしました。六十九名試験に落ちております。さらにこの第一部試験の合格者九十六名でございますが、実際その後、試験を受けておりましたは、八十七名が第二部試験を受けておりました。六十三名合格、二十四名不合格でございませう。今回この特例によりまして、一部試験の落第者と二部試験の落第者と、みな受験することになりますので、これを合計いたしました。六十九名と二十四名で九十三名が、今後受験する希望者であり、落第しておるものと、こう考へております。

○加藤武徳君 とつて、この法律によつて受験資格を取得いたします九十三名の諸君は、昭和三十一年十二月末までに行われる医師の国家試験の予備試験が受けられるわけでありませうが、これから年末までにおきます予備試験の大体の日程といひますか。これはいかようになつておりますか。

○衆議院議員(大石武一君) ちよつと今、政府委員からお答えいたさせます。

○政府委員(高田浩運君) 間もなくやる予定をいたしておりますので、それから秋に一回、すなわち今年二回、例年の例によりまして、普通の年であれば春秋二回、そういうふうに考へております。

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

加藤 武徳 高野 一夫
竹中 勝男 阿具根 登
河合 義一 有馬 英二
森田 義衛 田村 文吉
常岡 一郎 横山 フク
長谷部 ひろ 谷口弥三郎

○委員長(小林英三君) この際お諮りいたします。優生保護法の一部を改正する法律案を追加して議題といたすことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それでは優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明を願います。発議者谷口弥三郎君。

○谷口弥三郎君 ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年五月第十三国会において優生保護法の一部が改正されまして受胎調節の実地指導の制度が設けられ、その後現在までに講習を終えた者が約三万六千人、うち約二万八千人が知事の指定を受け、その中の多数の者が現在実地指導に従事しておりますが、現在のところでは、これらの指導員が指導に際して受胎調節のために必要な用具の購入を取り次ぎあるいは販

売することはできませんが、避妊薬の販売は薬事法の規定により不可能な状態にあります。ところが一方において、実地指導を受ける婦人の心理上の理由等もありまして、それぞれの場合に適切な避妊薬を自由に購入の取次をしあるいは販売できるようにすることが、指導を受ける側の婦人にとって便宜であり、さらに実地指導の効果を高めるゆえんでもあります。現在実地指導員が、避妊薬の購入のあつせんをするには、薬務局長の緩和通牒により便宜認められておりますが、これは臨時的便法にとどまっておりますので、これをさらに進めて、本案におきましては、実地指導員が、実地指導を受ける者に對して、受胎調節のために必要な医薬品で、厚生大臣が指定するものに限り、薬事法の手続によらないでも、販売できるものとしたしました。ただし、この場合には、その旨を都道府県知事に届け出て、指導員の指定証に証印を受けなければならぬことにいたしました。

次に、上述しました受胎調節実地指導員がその医薬品を販売する場合に、その販売し得る品目がきわめて限定されたものであるといえ、医薬品を取り扱うことは公衆の福祉に多大の關係があることでもありますから、薬事法第四十五条及び第四十九条に規定されております厚生大臣及び都道府県知事の監督の権限をそのまま準用いたしまして、必要に應じ、その取り扱う医薬品について検査を受けさせあるいは報告を徴し、または薬事法の規定による薬事監視員をして立入り検査を行わしめる等の監督を行ひ得るものと、従つてこれらの監督に従わなかつ

た場合には薬事法の違反の場合と同じ程度の罰則を課することとしたはかに、さらに、受胎調節実地指導員が上述の監督規定に違反した場合または薬事法その他薬事に関する法律違反した場合には、都道府県知事は必要に応じてその者の医薬品の販売を停止しまたは禁止する行政処分を行ひ得るものと、その医薬品の取扱いについての監督の万全を期した次第であります。以上が本法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御採択なるようお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 本案の質疑は、次回以後に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記始めて。

それでは今日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

七月十三日本委員会に左の案件を付記された

一、クリーニング業法中一部改正に関する請願(第一〇九五号)(第二二七号)(第一三〇二号)(第一三三〇号)
一、強制医業分業反対に関する請願(第一〇九六号)(第一二四九号)(第一四〇八号)(第一四二五号)
一、韓国及び台湾出身職犯者の生活保障に関する請願(第一一〇八号)
一、社会保険制度の確立に関する請願(第一一一〇号)(第一二六六号)(第一二六八号)(第一二五五号)(第一二五七号)(第一二五九号)(第一二六〇号)(第一二六一号)(第一二六二号)(第一二六三号)(第一二六四号)(第一二六五号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二六八号)(第一二六九号)(第一二七〇号)(第一二七一号)(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)(第一二七六号)(第一二七七号)(第一二七八号)(第一二七九号)(第一二八〇号)(第一二八一号)(第一二八二号)(第一二八三号)(第一二八四号)(第一二八五号)(第一二八六号)(第一二八七号)(第一二八八号)(第一二八九号)(第一二九〇号)(第一二九一号)(第一二九二号)(第一二九三号)(第一二九四号)(第一二九五号)(第一二九六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)(第一四〇一号)(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四〇四号)(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四〇七号)(第一四〇八号)(第一四〇九号)(第一四一〇号)(第一四一一号)(第一四一二号)(第一四一三号)(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七号)(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇号)(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三号)(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六号)(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四五〇号)

願(第一一一〇号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二六八号)(第一二五五号)(第一二五七号)(第一二五九号)(第一二六〇号)(第一二六一号)(第一二六二号)(第一二六三号)(第一二六四号)(第一二六五号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二六八号)(第一二六九号)(第一二七〇号)(第一二七一号)(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)(第一二七六号)(第一二七七号)(第一二七八号)(第一二七九号)(第一二八〇号)(第一二八一号)(第一二八二号)(第一二八三号)(第一二八四号)(第一二八五号)(第一二八六号)(第一二八七号)(第一二八八号)(第一二八九号)(第一二九〇号)(第一二九一号)(第一二九二号)(第一二九三号)(第一二九四号)(第一二九五号)(第一二九六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)(第一四〇一号)(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四〇四号)(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四〇七号)(第一四〇八号)(第一四〇九号)(第一四一〇号)(第一四一一号)(第一四一二号)(第一四一三号)(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七号)(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇号)(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三号)(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六号)(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四五〇号)

一、宮崎県立宮崎病院整備費国庫補助に関する請願(第一一四五号)
一、日雇労働者の失業保険金増額等に関する請願(第一一五六号)
一、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第五条改正に関する請願(第一一六五号)
一、国立公園設置費国庫補助復活に関する請願(第一二四五号)
一、医業類似行為の絶滅に関する請願(第一二四六号)(第一二四七号)
一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第一二四八号)(第一二五〇号)(第一二五一号)
一、未帰還者留守家族等の援護施設に関する請願(第一三一一号)
一、在華日本人遺骨の収集等に関する請願(第一四二六号)

第一〇九五号 昭和三十年六月三十日受理

クリーニング業法中一部改正に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市熊谷三、一四九熊谷洗染クリーニング協同組合内 三友光夫

紹介議員 天田勝正君

現行クリーニング業法は、クリーニング業に對して公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、当時(昭和二十五年五月一日)は占領軍の治政下にありいわゆるG・H・Qの制圧によりわが国クリーニング業の実態に即した立法構想が、曲されてドラ

イクリーニング部門に重点をおいた理

助に関する請願(第一一四四号)

一、宮崎県立宮崎病院整備費国庫補助に関する請願(第一一四五号)

一、日雇労働者の失業保険金増額等に関する請願(第一一五六号)

一、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第五条改正に関する請願(第一一六五号)

一、国立公園設置費国庫補助復活に関する請願(第一二四五号)

一、医業類似行為の絶滅に関する請願(第一二四六号)(第一二四七号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第一二四八号)(第一二五〇号)(第一二五一号)

一、未帰還者留守家族等の援護施設に関する請願(第一三一一号)

一、在華日本人遺骨の収集等に関する請願(第一四二六号)

第一〇九五号 昭和三十年六月三十日受理

クリーニング業法中一部改正に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市熊谷三、一四九熊谷洗染クリーニング協同組合内 三友光夫

紹介議員 天田勝正君

現行クリーニング業法は、クリーニング業に對して公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、当時(昭和二十五年五月一日)は占領軍の治政下にありいわゆるG・H・Qの制圧によりわが国クリーニング業の実態に即した立法構想が、曲されてドラ

イクリーニング部門に重点をおいた理

行法の制定をみたまま今日に至つて
る關係上、クリーニング業における指
導並びに取締りの円滑化と的確化及び
経営並びに技術の合理化に支障をきた
しているから、本法第二条第二項中の
「石油質」を「揮発性」に、同第四項
中の「ドライクリーニング」を「クリー
ニング」に改めるとともに第三条第二
項に「その他都道府県知事が定める衛
生上必要な措置」の一号を加えること
(この号に關しては附則に、「法律施
行の日から三年の期間を経過するまで
は適用しない」の規定を設けること)
等の改正を圖られたいとの請願。

第一〇九六号 昭和三十年六月三十
日受理

強制医療分業反對に關する請願
請願者 岐阜県吉城郡古川町
紺田孫助

紹介議員 古池信三君

強制医療分業は、従来の医療制度に根
本的な改革を加えるものであつて、わ
が國現下の實情に照し、種々の欠陥を
包蔵し、これを實施することは國民保
健の立場から誠に憂慮すべきものがあるから、この際、医師法、歯科医師法
及び藥事法の一部を改正する法律につ
いて再検討を加え、現行任意医療分業
制度の趣旨に副うよう取り計らわれたいとの請願。

第一一〇八号 昭和三十年六月三十
日受理

韓國及び台灣出身戦犯者の生活保障に
關する請願
請願者 東京都豊島区西巢鴨町
一ノ三三七七 広村鶴

来外一名

紹介議員 堀 眞琴君

韓國及び台灣出身の戦犯者で現在皇
刑務所に拘禁中の者は五十八名を数え
るが、これが釈放後の受入態勢につ
ては再三再四の要請にもかかわらず何
一つ具体的に解決されてないため、
今回は、五月三十一日に仮釈放される
ことになつてゐた金林、伊泉兩名も居
住地がきまらないという事由により仮
釈放が延期され、いまだに拘禁されて
いる実情であつて、まことに遺憾であ
るから、これら戦犯者の特殊事情を考
慮して、その出所に際しては、住宅、
就職のあつた及び生活資金三十万圓の
支給もしくは貸与等の生活保障をな
し、一日も早く釈放の喜びを与えられ
たいとの請願。

第一一一〇号 昭和三十年六月三十
日受理

社會保險制度の確立に關する請願
請願者 群馬県前橋市神明町七
社団法人群馬薬剤師協
会理事長 宮前義平外
九十九名

紹介議員 野本品吉君

現行医療制度の欠陥は保険医制度の不
備が根本であつて、濫診、濫療、不正
請求等がひん発し、重大なる社會問題
となつてゐる。しかも保険医制度の
欠陥は、野放し契約が由因であつて國
民の医療内容の向上に大きな障害とな
つてゐるから、医療社會保險諸法律の
改正等によつて、(一)保険医制度の改
革、(二)結核療養保險の創設、(三)新
医療費体系の實施、(四)支払報酬基金
制度の改革、(五)標準診療制の創設等

の實現を期せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和三十年六月三十
日受理

宮崎県の簡易水道事業費國庫補助に關
する請願
請願者 宮崎県議會議長 藤井
滿義

紹介議員 竹下豊次君

宮崎県の簡易水道事業は、昭和二十七
年度以來國庫補助により施行済のもの
は既に二十一市町村三十五箇所及び
、これが給水人口は三万九千九百名
を数えてゐるが、本県はほとんどが農
田農村で、めづり合はる關係上、いま
なお飲料水を原始的な井戸に求めて
いるものが多い現状であり、従つて飲
料水に起因する伝染病が多発し、赤痢
のり患率のごときは昨年度において全
國平均の三倍強を示し、きわめて憂慮
されてゐるから、これが対策として給
水施設の早急なる普及整備を圖るた
め、本県の簡易水道事業費に對し國庫
補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一四五号 昭和三十年六月三十
日受理

宮崎県立宮崎病院整備費國庫補助に關
する請願
請願者 宮崎県議會議長 藤井
滿義

紹介議員 竹下豊次君

宮崎県立病院は、關係当局の特別な援
助によつて、現在病床三百二十五床を
有する鉄筋コンクリート三階建をもつ
て完成した本県の医療施設に新威容を加
えるに至つたが、従来本県は全域にわ
つたて山間へき地が多く医療に恵まれ
ない地方住民はことごとく、本病院に

依存する実情であり現在の施設では患
者の全部を収容できず又他県のように
研究室もないため特殊の疾患について
は遠く他県に依頼する等医療設備の貧
困はいちじるしいものがあるから、目
下本県において計画中の本館整備補充
事業(総工費七千万圓)に對し、公立
病院整備補助金として一千万圓を補助
せられたいとの請願。

第一一五六号 昭和三十年六月三十
日受理

日雇労働者の失業保險金増額等に關す
る請願
請願者 広島県三原市城町 宮
川金太外一名

紹介議員 山田節男君

失業対策の性格上労働者の賃金増額等
の処置を早急に望むことはできないか
ら、実質収入増を圖るため失業保險の
待期間の現在連日四日を、二日に、
断続六日を三日に短縮せられることも
に失業保險金現在百四十圓を二百圓に
増額せられたいとの請願。

第一一六五号 昭和三十年六月三十
日受理

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道
整復師法第五条改正に關する請願
請願者 福岡県久留米市篠山町
三ノ一六七 塚本龍彦

紹介議員 有馬英二君

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道
整復師法第五条において柔道整復師は
応急の場合の外は医師の同意書がなけ
れば脱ぎやう、骨折の患部に施術する
ことができないように規定されてお
り、このため二、三日間は応急の施術
ができず、医師の同意書がなかなか得

られないため、患者の苦勞が大きい
上、保険料は毎月徴収されながら自費
で治療せねばならぬような立場に迫
られてゐる実情であるから、同法第
五条但書の応急を削つて「單純なる骨
折及び脱ぎやうの手当をする場合はこ
の限りでない」と改正せられたいとの
請願。

第一一六六号 昭和三十年六月三十
日受理

社會保險制度の確立に關する請願
請願者 青森県東野内村浅虫
鑒谷六五 山本忠雄外
七名

紹介議員 佐藤尚武君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同
じである。

第一一六七号 昭和三十年六月三十
日受理

社會保險制度の確立に關する請願
請願者 群馬県高崎市九蔵町二
七 飯塚隆外百一名

紹介議員 飯島達次郎君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同
じである。

第一一六八号 昭和三十年六月三十
日受理

社會保險制度の確立に關する請願
請願者 静岡市馬淵町 一ノ一
一 山本謙吾

紹介議員 小林武治君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同
じである。

第一一二七号 昭和三十年七月一日
受理

タリーニング療法中一部改正に関する
請願

請願者 名古屋市北区田端町二
ノ一〇七愛知県タリー
ニング商業協同組合専
務理事 木全末三郎

紹介議員 山本米治君
この請願の趣旨は、第一〇九五号と同
じである。

第二二四五号 昭和三十年七月一日
受理

国立公園設備費国庫補助復活に関する
請願（三通）

請願者 鳥取県日野郡江府町長
手島祐分二名

紹介議員 中田吉雄君

本年度は国立公園の施設整備に対する
国庫補助が廃止せられ国の直轄事業と
して実施されるものであるが、かくて
は地方公共団体とのつながりを断つば
かりでなく、その負担額の削減により
事業量が半減されひいては、観光日本
の伸張を阻むことになるから、すみや
かに国立公園の施設整備費国庫補助を
復活せられたいとの請願。

第二二四六号 昭和三十年七月一日
受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後初音
町 出口宇一

紹介議員 平井太郎君

昭和三十年十二月三十一日まで既得業
権を認められている医業類似行為営業者
に対し、当局はその期日以後における
営業存続の措置を勘案中であると聞く
が、医業類似行為者は多年にわたりあ
んま師、はり師、きゅう師等の業権を

侵害してきたばかりでなく、何ら定規
の学術を修めず貧弱きわまる医学知識
で療病技術を施し大衆に衛生的被害を
与えているから、医業類似行為者の営
業存続には絶対反対であるとの請願。

第二二四七号 昭和三十年七月一日
受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨天滝
寺立石町二 永井重太

紹介議員 井上清一君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同
じである。

第二二四八号 昭和三十年七月一日
受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町大
原国立療養所内 笹谷
左市

紹介議員 岡崎眞一君

昭和三十年度から、国立療養所の附添
を廃止して、厚生省のいう完全看護制
が実施される由であるが、もし完全看
護制が実施されても常勤勤務者による
八時間勤務のため夜間の十六時間は全
然附添なしで入院患者を苦金に陥れる
ことは明白であるから、現行通り附添
看護制度を存置せられたいとの請願。

第二二四九号 昭和三十年七月一日
受理

強制医業分業反対に関する請願

請願者 熊本市本荘町五七〇
八木国男

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第一〇九六号と同
じである。

第二二五〇号 昭和三十年七月一日
受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町大
原国立兵庫療養所内
濱口幸男

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一二四八号と同
じである。

第二二五一号 昭和三十年七月一日
受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町大
原国立兵庫療養所内
北川慎一郎

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第一二四八号と同
じである。

第二二五二号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区林町三二
川畑 秀信

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二五三号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町
四 花木八重子

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二五六号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町
四 須藤 博

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二五七号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町
五七 佐野秀子

紹介議員 成瀬 福治君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二五八号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区丸山町一
八 湯川キヤン

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二五九号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区八千代町
四七 中沢郁代

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二六〇号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 名古屋市西区江川町三
ノ一五 沖勘六外三百
三名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二六一号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 高知市長浜四、八三三
箕浦豊雄外十一名

紹介議員 入交 大蔵君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二六二号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 高知市帯屋町八一
秋山勇外二十一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二六三号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 茨城県下館市乙六五六
秋山源吉

紹介議員 宮田重文君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

第二二六四号 昭和三十年七月一日
受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 高知市長浜四、八三三
箕浦豊雄外十一名

紹介議員 入交 大蔵君

この請願の趣旨は、第一二一〇号と同
じである。

請願者 東京都文京区柳町三

吉田綱之

紹介議員 菊川 孝夫君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二六五号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町

九三 笠原正久

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二六六号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町

九八 小林康喜

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二六七号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区春日町三

ノ四 森岡ハツ

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二六八号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区指ヶ谷町

一四六 福田武夫

紹介議員 重盛、壽治君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二六九号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区戸崎町五

七 吉田さく

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七〇号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区八千代町

三七 吉川昇

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七一号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区西原町一

ノ一〇 磯野忠雄外一名

紹介議員 森崎 隆君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七二号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区諏訪町一

二 米虫貞義外一名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七三号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区春日町三

ノ五 岡崎正敏外一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七四号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区駕籠町五

〇 久保田栄蔵

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七五号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区西丸町一

二 高橋政雄

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七六号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区西丸町三

一 掛川留之助

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区宮下町一

一 山口錦子

紹介議員 大和 興一君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七八号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区久堅町六

六 住山 正

紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二七九号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区竹早町一

一 近藤篤子

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二八〇号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区表町一六

田村義寛

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二八一号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区表町二六

小池清三郎
紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二二八二号 昭和三十年七月一日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区富坂二ノ

一 松本毅一

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二三〇二号 昭和三十年七月二日

受理

クリーニング業法中一部改正に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町九

三一 鎌倉クリーニング

商業組合内 伊藤勝治

外二十六名

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第一〇九五号と同じである。

第二三二〇号 昭和三十年七月二日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 香川県高松市藤坂町一

〇 今沢義三郎

紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二三二二号 昭和三十年七月二日

受理

未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願

未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願

請願者 香川県高松市西浜町一
三 辻松太郎

紹介議員 白川 一雄君

戦後十年を経過した今日、なお未帰還者問題は完全に解決されておらず、未帰還者並びにその留守家族等の苦悩は深刻であり、まことに同情に堪えないから、(一)留守家族手当の支給条件中両親に関する収入依存の制限は撤廃すること、(二)留守家族手当は月額四千六百円に増額すること、(三)留守家族援護法第十三条を削除すること、(四)帰還手当を三万円に増額すること、(五)更生資金の貸付額を十万円に引き上げ、その貸付手続を簡素化すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三二二号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 群馬県前橋市神明町七番馬場薬劑師協会の会長 宮前義平外百六名
紹介議員 土田国太郎君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二七号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 名古屋市中区呼続町一ノ四七 牧殿外百三十四名
紹介議員 栗山良夫君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三三八号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 名古屋市中区元古井町一ノ一〇 横井龜吉
紹介議員 山本經勝君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

社会保険制度の確立に関する請願(二通)
請願者 愛媛県大洲二八 島田兼孝外百五名
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三一九号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 東京都文京区大塚町一三 山中藤喜雄外一名
紹介議員 大倉精一君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二〇号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 愛媛県松山市南宮古町五八 森教夫
紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二二号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 福岡県八幡市折尾長野義夫
紹介議員 山本經勝君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二六号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 東京都文京区丸山町一 中村なほ子
紹介議員 河合義一君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二五号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 名古屋市中区寛王山通三ノ九 川村準平外百八十二名
紹介議員 近藤信一君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

外二百四十九名
紹介議員 成瀬暢治君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第二三三三三号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願(二通)
請願者 東京都文京区弓町一ノ三 松尾友好外三名
紹介議員 三輪貞治君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二四号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 東京都文京区元町一ノ六 本間喜一郎外一名
紹介議員 永岡光治君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三八八号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 京都市上京区智恵光院通芦山寺下ル 浅野岸郎外十名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町一〇五 金 辰雄
紹介議員 長谷山行藏君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九二号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 大阪府東住吉区原野京町二ノ二三 千葉堅太郎
紹介議員 左藤義詮君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三二七号 昭和三十年七月二日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 新潟県三島郡関原町一 九八 堀達三郎
紹介議員 小林孝平君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三三〇号 昭和三十年七月二日
受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 埼玉県深谷市田所町堀江新左衛門
紹介議員 石川榮一君
この請願の趣旨は、第一〇九五号と同じである。

第一三八八号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 京都市上京区智恵光院通芦山寺下ル 浅野岸郎外十名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町一〇五 金 辰雄
紹介議員 長谷山行藏君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九二号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 大阪府東住吉区原野京町二ノ二三 千葉堅太郎
紹介議員 左藤義詮君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町一〇五 金 辰雄
紹介議員 長谷山行藏君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九二号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 大阪府東住吉区原野京町二ノ二三 千葉堅太郎
紹介議員 左藤義詮君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三八八号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 京都市上京区智恵光院通芦山寺下ル 浅野岸郎外十名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町一〇五 金 辰雄
紹介議員 長谷山行藏君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九二号 昭和三十年七月四日
受理
社会保険制度の確立に関する請願
請願者 大阪府東住吉区原野京町二ノ二三 千葉堅太郎
紹介議員 左藤義詮君
この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

じである。

第一三九四号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市桑町八

鈴木賢三外百六名

紹介議員 伊能芳雄君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九五号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 岐阜市小柳町一四 安

田惣太郎

紹介議員 田中啓一君 古池信三

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九六号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 福井市佐枝上町五二

大岡順

紹介議員 酒井利雄君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九七号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 島根県松江市石橋町四

二五 木村定精

紹介議員 大達茂雄君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九八号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願（三

通）

請願者 北海道函館市東川町七

ノ一 森信外二名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一三九九号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市三太町

鈴木米治外二百六十八

名

紹介議員 山本米治君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇〇号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 京都市中京区二条寺町

東横入ル榎本町七七ノ

一 近藤良男外九名

紹介議員 井上清一君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 大分市生石町 安西孝

紹介議員 一松政二君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 岩沢忠恭君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 島根県能義郡広瀬町

庄林武夫

紹介議員 小瀬 彬君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇三号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 福岡市馬出大学前一ノ

一、一〇二 磯田秀雄

紹介議員 高野一夫君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇四号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷

栗原正一

紹介議員 石川榮一君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇五号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 広島市古田町古江五一

〇 後藤吟蔵外五十一

名

紹介議員 岩沢忠恭君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇六号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 三重県四日市市大字赤

堀一三重県薬剤師協会

請願者 山口県小野田市日之出

町 上村藏

紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇七号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 京都市三条堀川西 沢

井武三外八名

紹介議員 青山正一君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四〇八号 昭和三十年七月四日

受理

強制医業分業反対に関する請願

請願者 熊本市本荘町四六三

谷口長明

紹介議員 深水六郎君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四一五号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市向町九七

井上鶴吉外百六名

紹介議員 鈴木強平君 最上英子

君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四一六号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 三重県四日市市大字赤

堀一三重県薬剤師協会

会長 井本保郎外十九

名

紹介議員 堀本謙三君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四一七号 昭和三十年七月四日

受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一

ノ五四四 鋤柄正平

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四二五号 昭和三十年七月五日

受理

強制医業分業反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿

河合二ノ五日本医師会

会長 黒沢潤三

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四二六号 昭和三十年七月五日

受理

在華日本人遺骨の収集等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田旭

町一三通化地区引揚善

後援委員会内 高遠

貞三外四名

紹介議員 大谷豊潤君 竹中勝男

君

終戦後、中国で死亡した同胞の数は十

数方を超えるものと推定されそのほとん

どは極度の窮乏と混乱の中で死亡して

おり未だ一回の供養もなく山野に葬ら

れ遺骨はもとより遺品すらも遺族の手

に渡つていない現状であるから、先般実施された南方各地の遺骨収集の先例にちなみ、また中国の遺骨送還に対する積極的好意に答えるためにも中国諸地域の同胞遺骨の引取り並びに現地供養等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四三三号 昭和三十年七月五日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区大蔵一

二二ノ八 矢島正次外三十一名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四三四号 昭和三十年七月五日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 熊本県菊池郡大津町一

八二 佐々木完

紹介議員 深水 六郎君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四三五号 昭和三十年七月五日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 長崎市旭町三 溝口助

作

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四四四号 昭和三十年七月五日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 宮崎市橋通六ノ七〇

昭和三十年七月十九日印刷

矢田部政雄外一名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一四四五号 昭和三十年七月五日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡植木町

阿部基吉

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

七月十三日本委員会に左の案件を付託された

一、優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「指定を受けた者」の下に「（以下受胎調節実地指導員という。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の指定をした場合には、政令の定めるところにより、指定証を交付しなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 受胎調節実地指導員は、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限

り、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することが出来る。

2 前項の規定により医薬品を販売することが出来る受胎調節実地指導員は、省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出て、前条第三項の規定により交付を受けた指定証に証印を受けた者に限るものとする。

3 受胎調節実地指導員は、前二項の規定により医薬品を販売するとき、証印を受けた指定証を携帯しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により医薬品を販売する受胎調節実地指導員については、薬事法第四十五条及び第四十九条の規定を準用する。

5 薬事法第五十条に規定する薬事監視員は、前項において準用する同法第四十九条第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行うことができる。

6 都道府県知事は、受胎調節実地指導員が第二十九条の二第一項第一号若しくは第二号の規定に該当し、又は薬事法その他薬事に関する法律の規定に違反したときは、その者の第一項及び第二項の規定による医薬品の販売を期間を定めて停止し、又は禁止することができる。

7 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける受胎調節実地指導員に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない

い。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に出席しなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることが出来る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（第十五条の二違反）

第二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十五条の規定による命令に違反した者

二 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十九条第一項の規定による要求があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をした者又は同法同条同項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三 第十五条の二第六項の規定による販売停止の処分に違反した者

2 第十五条の二第六項の規定による販売禁止の処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十年七月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局